

## 第10期

# 高齢者福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画 の構成と基本的な方向性について

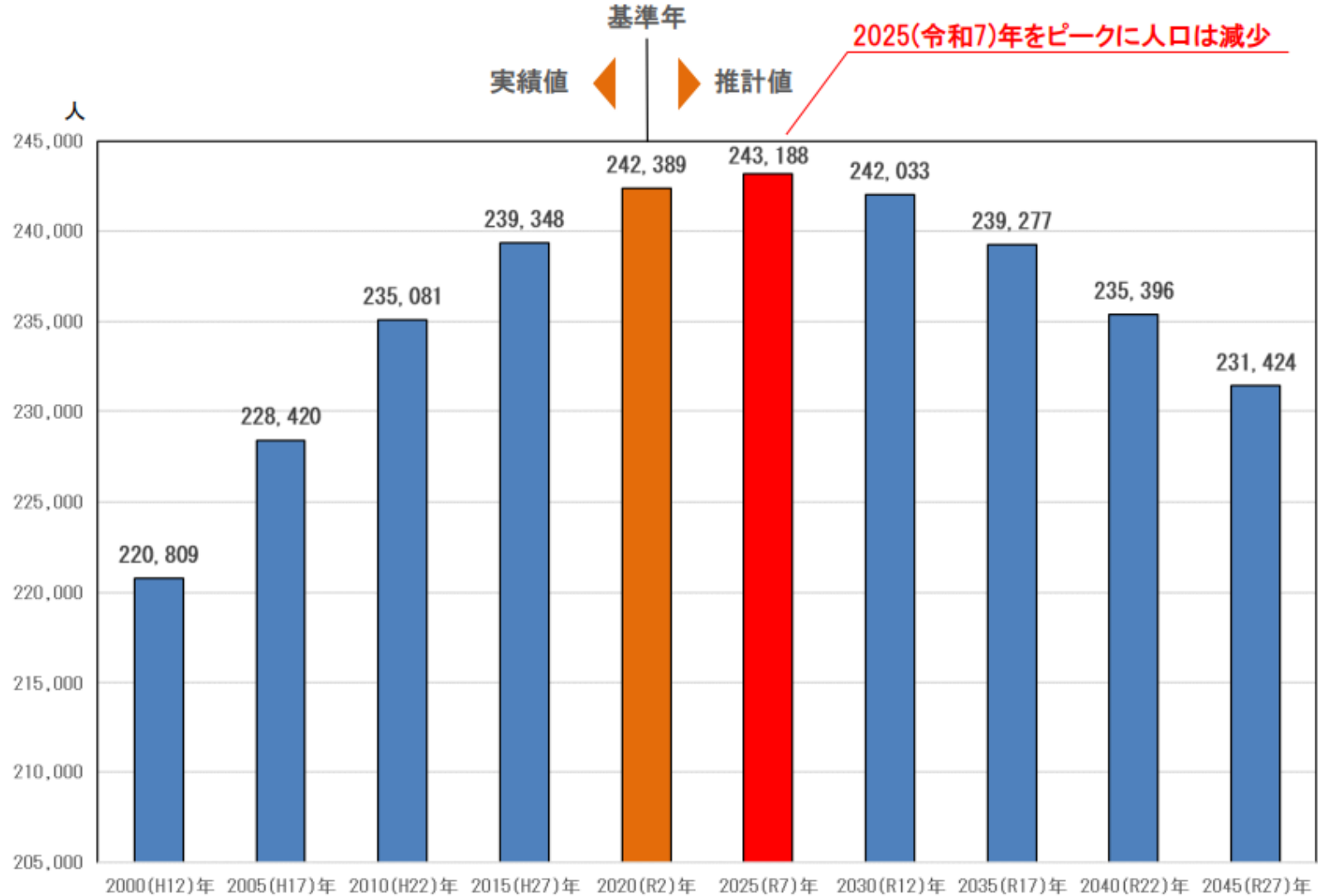
# 第10期計画の構成について

第10期計画で予定している構成及び主な内容は、下表のとおりです。

区分	標題	主な内容
構成 1	計画の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 計画策定の趣旨</li><li>・ 計画の位置づけ</li><li>・ 計画期間</li></ul>
構成 2	高齢者を取り巻く状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 高齢化の状況</li><li>・ 要介護・要支援認定者等の状況</li><li>・ アンケート調査の状況</li><li>・ 前計画の振り返り</li></ul>
構成 3	計画の基本体系	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 基本理念</li><li>・ 基本方針</li><li>・ 施策の方向性</li></ul>
構成 4	施策の展開	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 基本方針ごとの施策（事業）</li></ul>
構成 5	介護保険給付費等の将来見通しと介護保険料	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 介護給付等の見込量</li><li>・ 介護保険施設等の整備目標</li><li>・ 介護保険料の算定</li></ul>
構成 6	計画の進行管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 計画の推進体制と進行管理</li></ul>

# 高齢者の状況について (1/8)

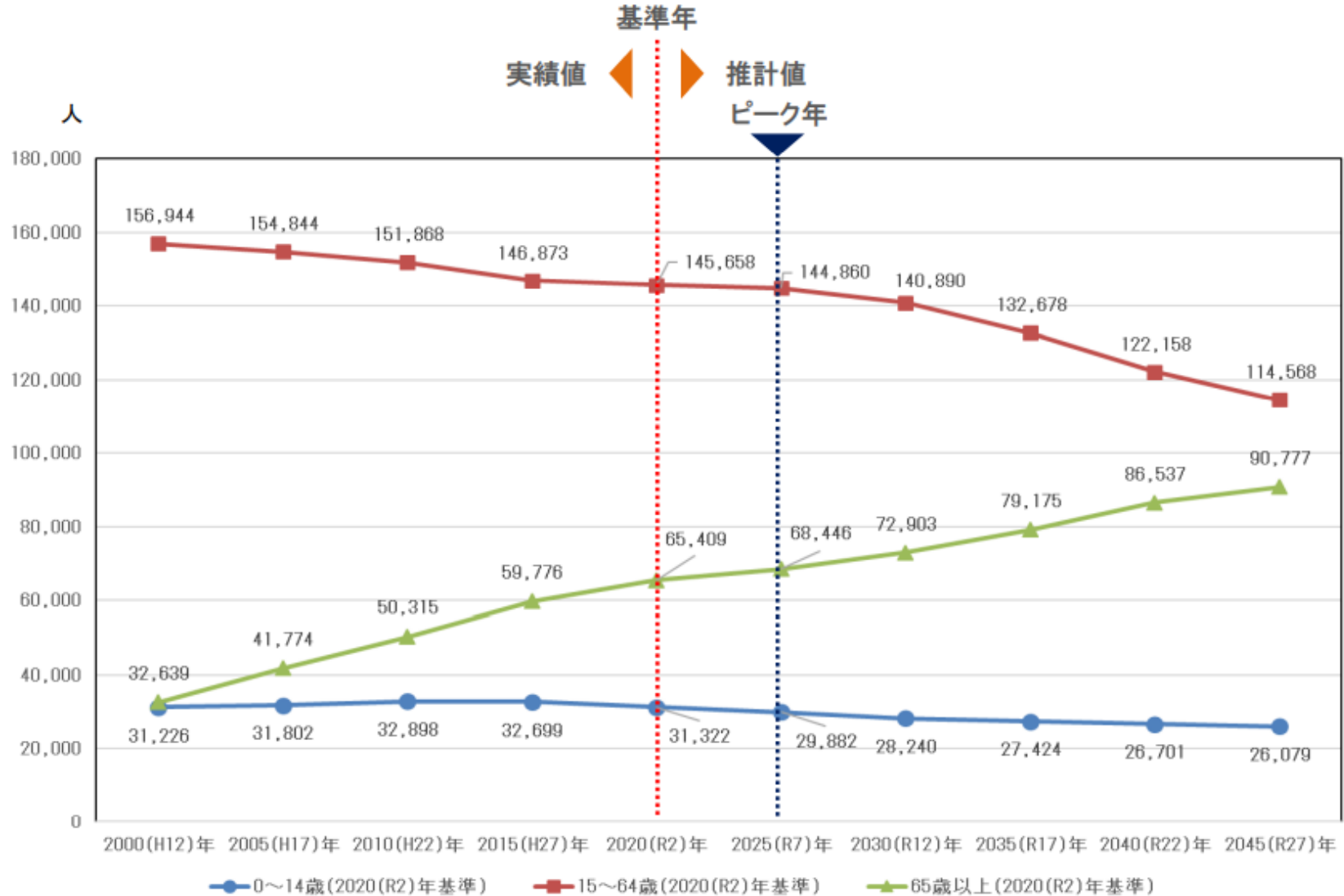
## 将来人口の推移



出典：茅ヶ崎市の将来人口推計（2022（令和4）年1月推計）

# 高齢者の状況について (2/8)

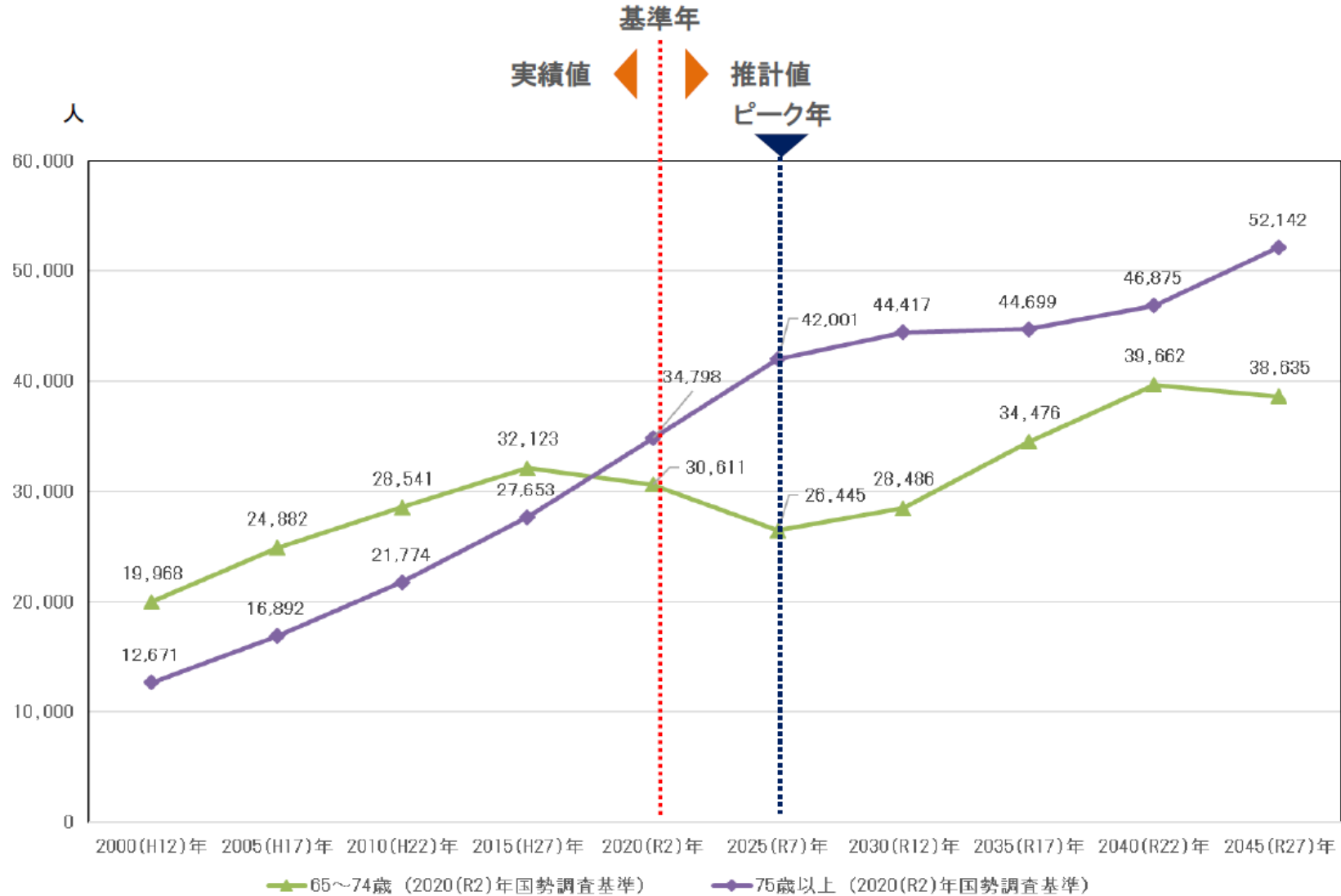
## 年齢3区分人口構成



出典：茅ヶ崎市の将来人口推計（2022（令和4）年1月推計）

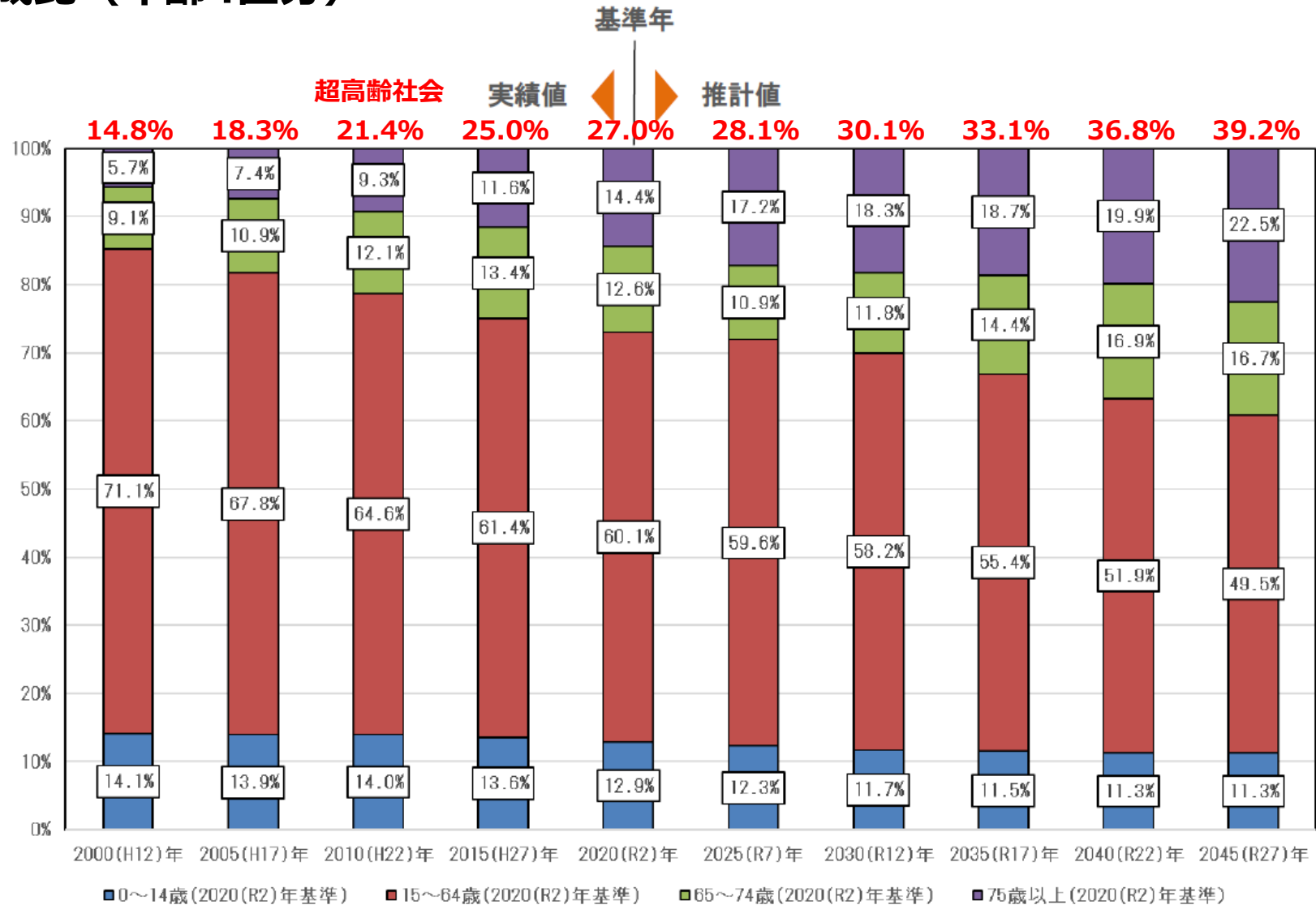
# 高齢者の状況について (3/8)

## 65～74歳、75歳以上人口の推移



# 高齢者の状況について（4 / 8）

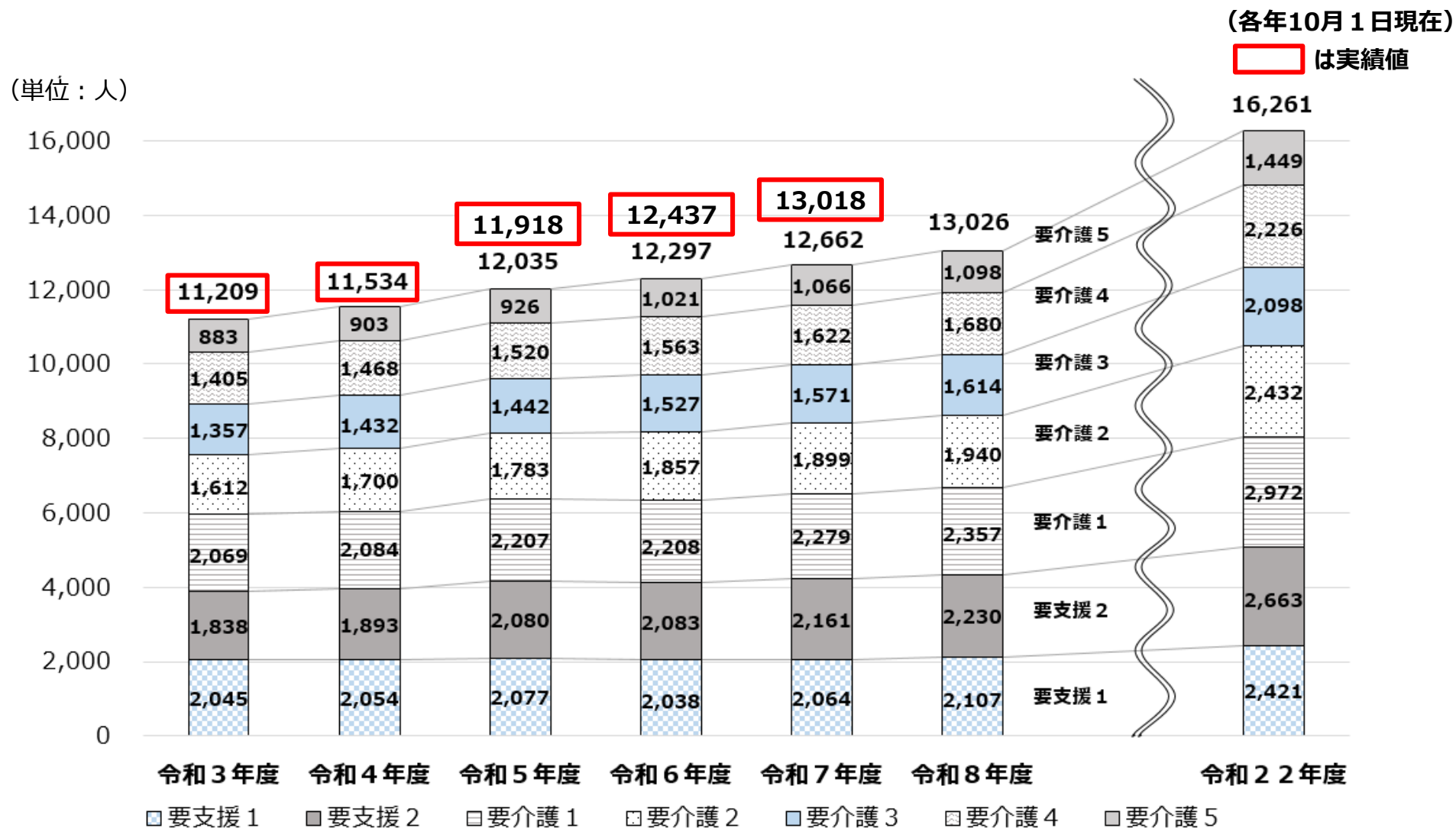
## 人口構成比（年齢4区分）



出典：茅ヶ崎市の将来人口推計（2022（令和4）年1月推計）に高齢化率を加筆（赤字）

# 高齢者の状況について（5 / 8）

## 要介護等の状態区分ごとの認定者数の実績及び見込み（第1号被保険者）

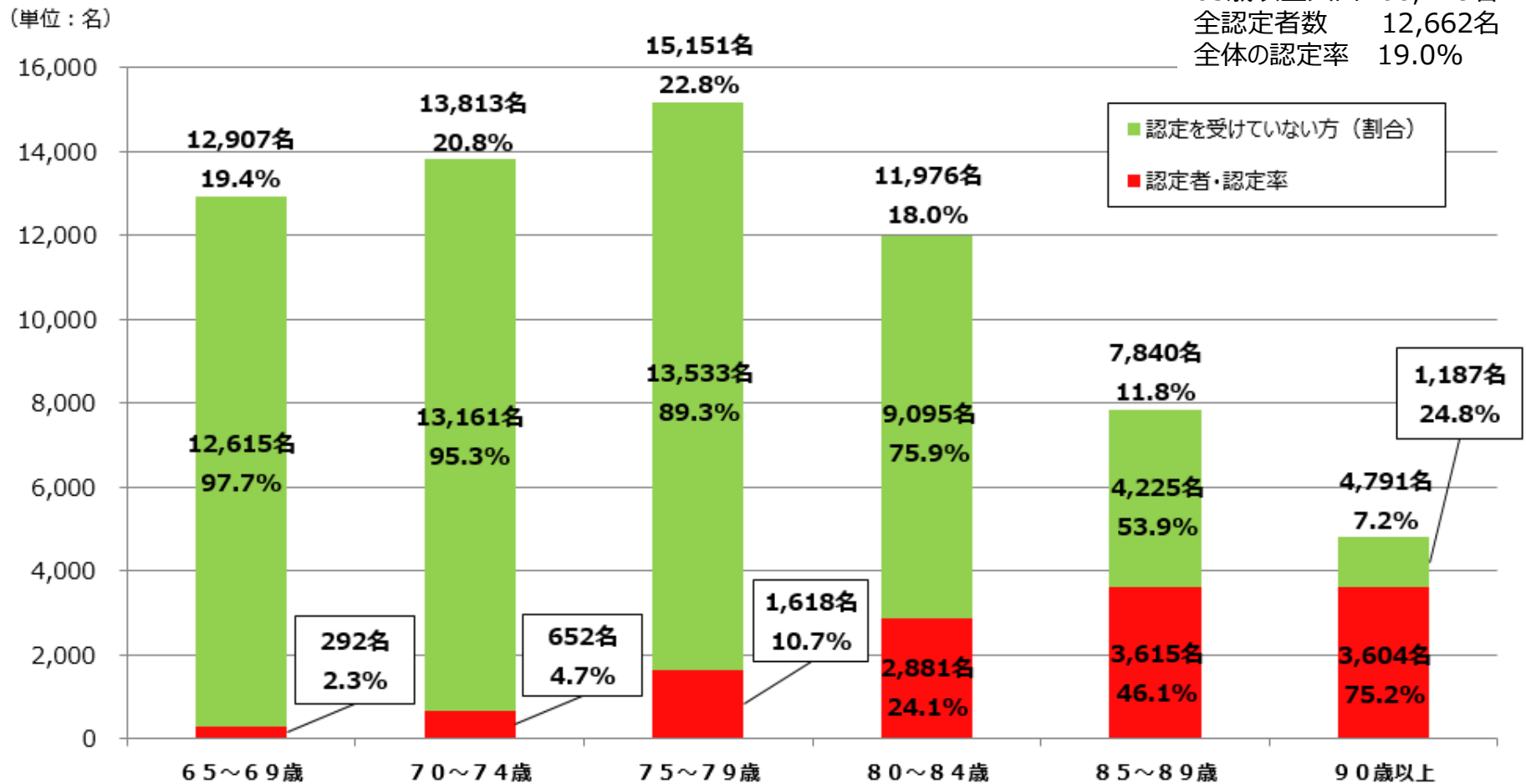


# 高齢者の状況について（6 / 8）

## 第1号被保険者数に対する要介護等認定者の割合（年齢別）

（令和7年4月1日現在）

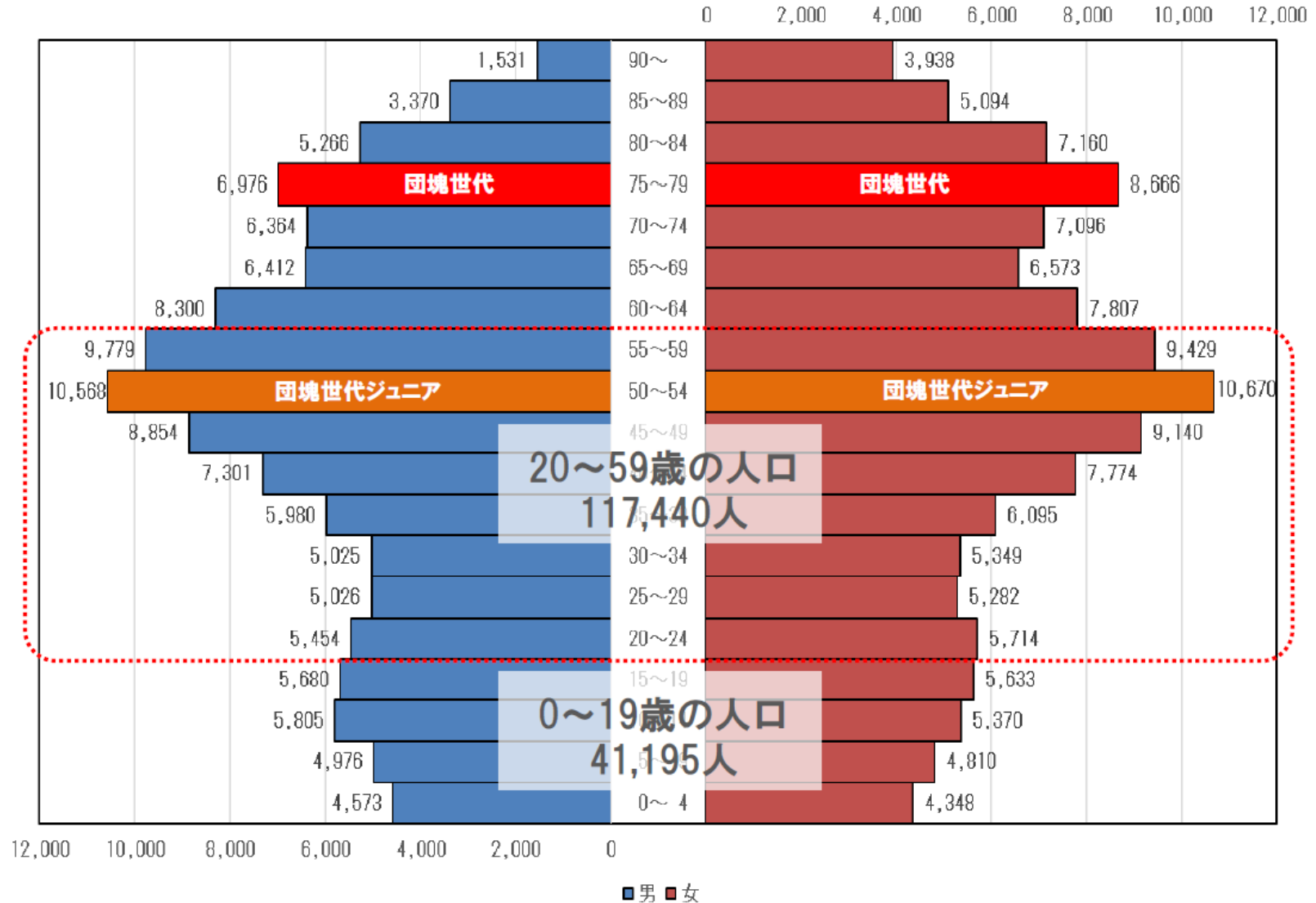
65歳以上人口 66,478名  
全認定者数 12,662名  
全体の認定率 19.0%



出典：介護保険課資料

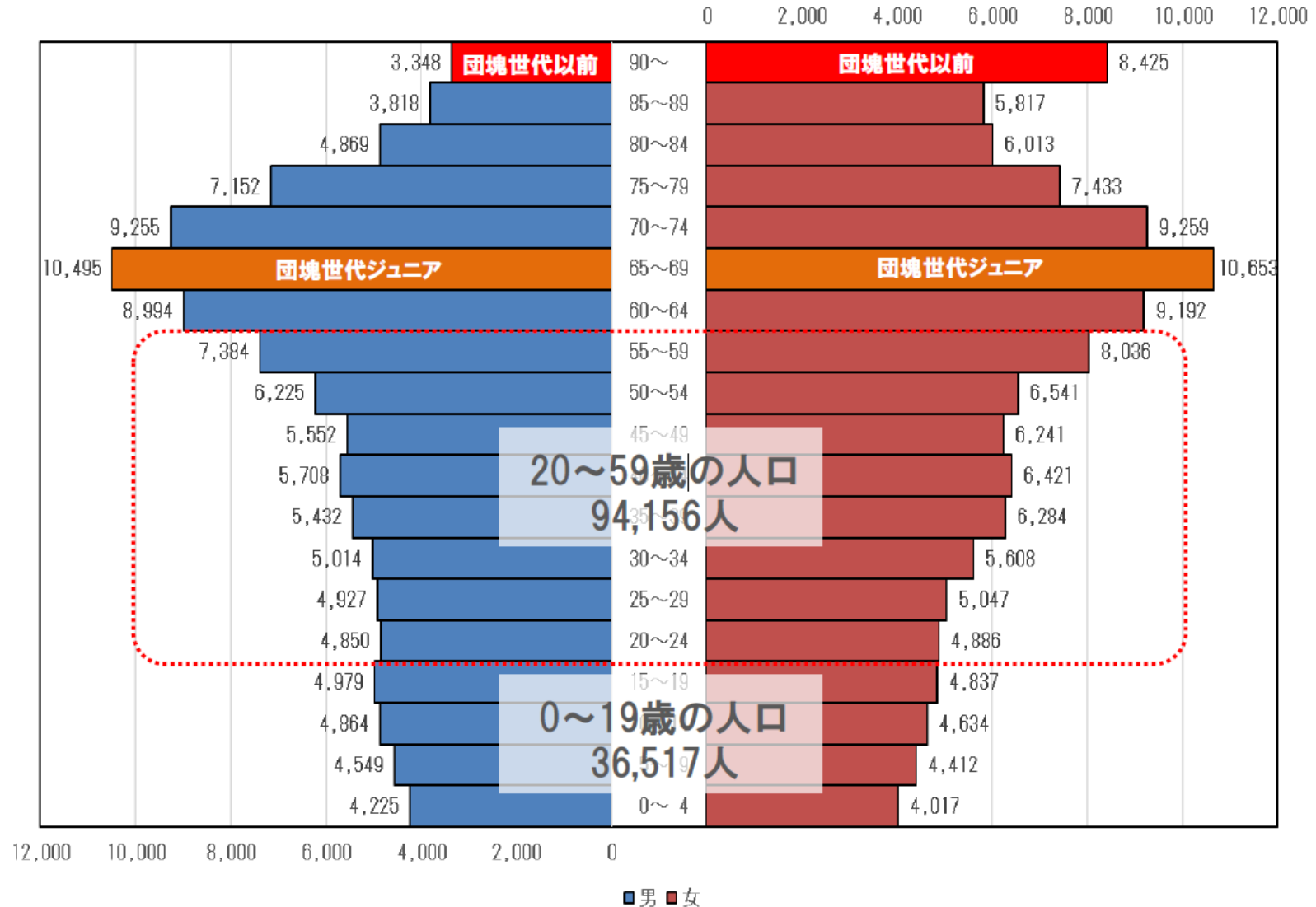
# 高齢者の状況について（7 / 8）

## 2025（令和7）年の人口構成



# 高齢者の状況について（8 / 8）

## 2040（令和22）年の人口構成



# 計画の位置づけ（1／3）

## 第10期（R9～R11）

### 高齢者福祉計画（老人福祉法 第20条の8）

高齢者福祉サービスの提供、健康づくり・生きがいなど、高齢者全体への施策を推進する計画

### 介護保険事業計画（介護保険法 第117条）

必要とされるサービスの見込量、介護サービス基盤の整備目標、各種事業の円滑な実施など、保険給付や地域支援事業の円滑な実施に関する計画

### 認知症施策推進計画（共生社会の実現を推進するための認知症基本法 第13条）

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って自らの意思によって日常生活や社会生活を営むことができるよう、認知症施策を総合的に推進するための計画

## 整合を図る主な計画

### 総合計画（R3～R12）・実施計画（R8～R12）

総合計画は、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めた計画で、実施計画は、総合計画の推進に向けた方策の方向性と具体的な手段を定めた計画。

### みんながつながるちがさきの地域福祉プラン3（R8～R12）

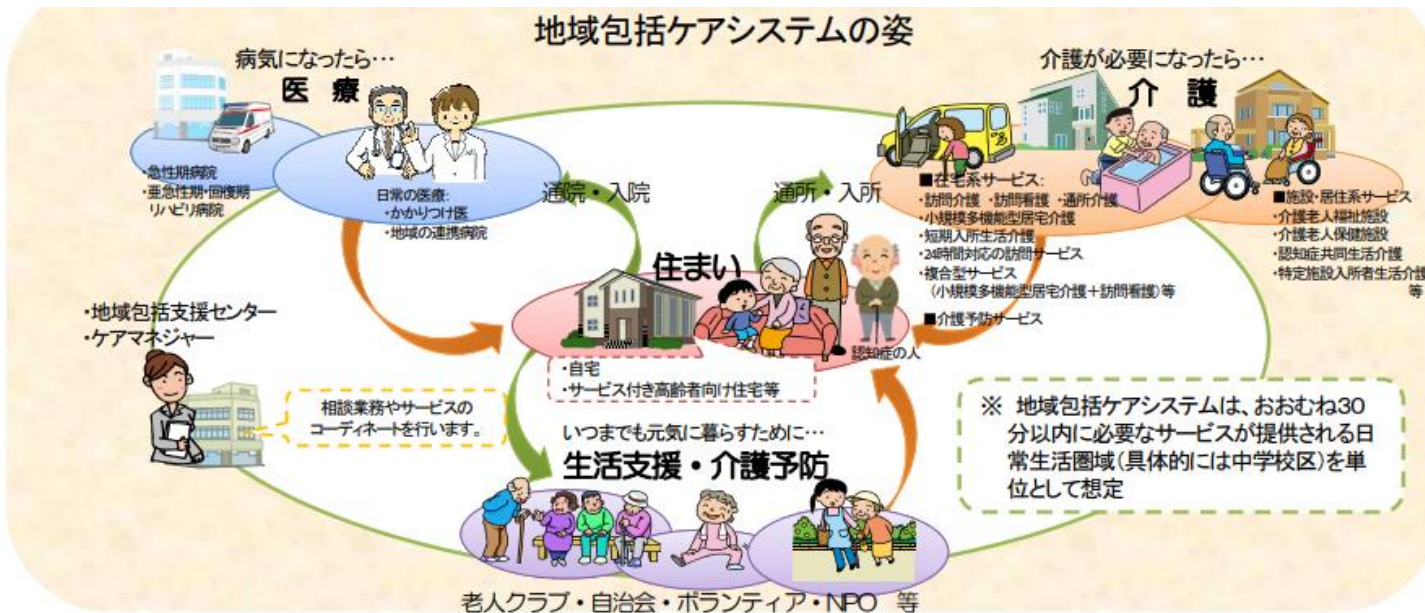
**地域共生社会**※の実現を目指して策定している計画で、福祉の分野別計画が共通して取り組むべき事項を定める**福祉分野の上位計画**

※ 制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の多様な主体が参画し、人と人、人と社会資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

# 計画の位置づけ（2 / 3）

## 地域包括ケアシステム

- 高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、日常生活圏域を想定単位として、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供できる仕組み**のことです。今後、増加が見込まれる認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要とされています。
- 地域包括ケアシステムは、**地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤**となり得るものです。
- 本市では、第5期計画（H24～）より、地域ケアシステムの整備に取り掛かり、団塊の世代が75歳以上となる2025年（R7）を目標に構築を進めてきましたが、今後の本市の実情（人口動態や介護ニーズの変化等）にあわせて、**2040年（R22）に向けて、この仕組みをさらに深化**させていく必要があります。



植木鉢図



# 計画の位置づけ（3 / 3）

- 第10期計画は、**地域共生社会の実現**に向けた中核的な基盤である**地域包括ケアシステムの構築**に引き続き取り組み、**さらなる深化**を図ります。
- 高齢者福祉計画・介護保険事業計画に**認知症施策推進計画**を新たに組み込み、3つの計画を一体として策定します。
- 第10期は、中長期的な視点として、介護需要が増加する令和17年（2035年）を捉えつつ、認知症・独居高齢者の増加や生産年齢人口が減少する**令和22年（2040年）**を見据えて策定する**計画**とします。



# 基本理念の見直し

- 地域共生社会の実現、地域包括ケアシステムの深化を念頭に、前計画による基本理念等のコンセプトを引継ぎつつ、本計画で**目指す地域の姿や高齢者一人ひとりのあり方**、これに向かう**基本的な方向性を改めて整理**しました。
- また、本計画に基づく取組にあたっては、市民や事業者、その他の関係者との連携・協力が不可欠です。このため、すべての関係者が共有し、一体となって取り組めるよう、簡明な表現に改めました。

## 第10期計画

**住み慣れた地域で、支え合いの環（わ）がつつながる中、  
一人ひとりが持てる力を活かした、希望や生きがいのある自分らしい暮らしの実現**

## 第9期計画

超高齢社会において、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を送ることができるよう、地域の支え合いの力が連携して機能し、効果を発揮できる仕組みづくりを進め、高齢者一人ひとりの日々充実した暮らしの実現を目指す。

# 基本方針の見直し

## 基本方針の見直し

区分	第9期	第10期
基本方針 1	高齢者の多様な生きがいつくりの支援	健康でいきいきとした生活の推進 安心して暮らすための環境づくり みんなで支え合う体制づくり 認知症施策の総合的な推進 介護保険制度の安定的な運営
基本方針 2	高齢者の健康づくりと介護予防の充実	
基本方針 3	高齢者が安心して暮らせるまちづくり	
基本方針 4	地域における高齢者の支援体制づくり	
基本方針 5	認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり	
基本方針 6	介護保険サービス及び介護予防・生活支援サービス事業の充実	

## 基本方針と構成要素

区分	第10期	構成要素（例示）
基本方針 1	健康でいきいきとした生活の推進	健康づくり、介護予防、社会参加
基本方針 2	安心して暮らすための環境づくり	住環境づくり、災害対策、防犯対策
基本方針 3	みんなで支え合う体制づくり	生活支援、相談・見守り、多機関連携
基本方針 4	認知症施策の総合的な推進	理解増進、意思尊重、孤立防止
基本方針 5	介護保険制度の安定的な運営	保険給付等の提供、介護保険施設等の整備、給付適正化、事業者支援、人材確保

# 第10期計画基本体系（まとめ）

## 基本理念

住み慣れた地域で、支え合いの環（わ）がつながる中、  
一人ひとりが持てる力を活かした、希望や生きがいのある自分らしい暮らしの実現

### 基本方針 1

健康でいきいきとした  
生活の推進

### 基本方針 2

安心して暮らすための  
環境づくり

### 基本方針 3

みんなで支え合う  
体制づくり

### 基本方針 4

認知症施策の  
総合的な推進

〔認知症施策推進計画〕

### 基本方針 5

介護保険制度の  
安定的な運営